

建設工事の適正な施工について

平成20年3月
岩見沢市企画財政部契約管理課

公共工事の施工におきましては、「建設業法」「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」その他の諸法令ならびに本市制定の諸規程・約款等を遵守のうえ、適正な施工体制の確保を図られていることと存じます。

その中でも、下請業者との関係につきましては、国からも「建設業法令遵守ガイドライン」が示されるなど、適正な下請契約の締結とその履行が従来にも増して強く求められていることから、下請契約における契約締結や代金支払いの適正化等に十分留意していただくよう、改めてお願い申し上げます。

(参考 URL : <http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/01/010702/01.pdf>)

なお、本市ではより一層の施工体制の適正化を図るため、平成20年度に発注する工事から契約に伴う提出書類の一部を下記のとおり改正することといたしましたので、その趣旨及び内容をご理解のうえ、引き続き工事の適正な履行に努めていただきますようお願いいたします。

1 下請負契約は、必ず書面で締結してください

工事の一部を下請業者に施工させる場合には、下請工事の着工前に、建設工事標準契約約款に準拠した内容の契約を書面により締結してください。また、本市には以下の書類をすみやかに提出してください。

- ① 下請負人選定通知書（二次以下を含めたすべての下請負契約）
- ② 下請契約書の写し ※（一次下請のみとします。）

※ 契約書の写しは、当初の元請契約額が500万円以上の工事について提出してください。また、建設業法に基づかないもの（交通誘導等）や二次下請以下の提出は不要です。

※ 契約約款を添付してください。ただし、「建設工事標準下請約款」又はこれに準じた（社）全国建設業協会制定の基本契約書を使用していることがわかる場合には、約款部分の提出は不要です。

2 建設業退職金共済制度（建退共）への加入について

建退共制度の履行につきましては、原則として元請事業者が共済証紙を一括購入のうえ、下請業者を含めたすべての対象労働者に対して証紙が交付・貼付されるよう努めてください。また、下請業者が建退共に未加入の場合には、制度への加入を指導していただくようお願いいたします。

工事の着手時及び完了時には、以下の書類を提出してください。（様式は、[岩見沢市「入札と契約のホームページ」](#)からダウンロードできます。）

○ 着手時及び工期内（＝建設業退職金共済掛金収納届）

- ・ 着手時に提出してください。
- ・ 期限内に提出できない場合（着手後に購入予定等）や対象労働者がいない場合には、別途理由書が必要となります。また、着手後に購入したときは、すみやかに収納届を提出してください。
- ・ 提出後に共済証紙を追加購入した場合も、随時提出してください。

● 完了時（＝建設業退職金共済証紙貼付実績書）

- ・ 下請業者に交付した分については、下請業者が自ら作成・押印した「下請用」を元請事業者が取りまとめて提出してください。

